新分野進出支援融資 (一般資金)

広島市では、中小企業の新たな事業分野への進出や高付加価値化等を促進するため、新分野進出支援融資制度を設けております。

	1年以上同一事業を営んでいる市内中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの
ご利用いただける方	ア 現在行っている分野と異なる分野へ進出し、事業多角化・事業転換を行おうとするもの イ 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他による新たな事業活動を行おうとするもの
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円以内(うち運転資金は5,00万円以内)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置3年以内)
融資利率	年1.4%以下
信 用 保 証	必要に応じて保証付き(保証料率は保証協会の定めによる。)
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
申 込 窓 口	脚広島市産業振興センター中小企業支援センター
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、 もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、 広島県信用組合
融資手続等	融資を希望される方は、次の手順により申込をしてください。 ① 「新分野進出事業計画書」2部と※必要書類を側広島市産業振興センターに提出 ② 経済局地域産業支援課が申請を承認 ③ 承認を受けた事業計画書を添付し、広島県信用保証協会又は取扱金融機関へ申し込む※必要書類 1 法人:現在事項全部証明書等、個人:住所が確認できるもの、組合:定款 2 決算書又は確定申告書の写し(1期分) 3 許認可証等の写し(許認可等を要する業種のみ) 4 資金使途がわかるもの(契約書、見積書、仕様書等)
問い合わせ先	脚広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎278-8032 広島市経済局地域産業支援課 ☎504-2237

[※]融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。